

別表（第7条関係）

事由	減免の基準	基礎納付額
<p>条例第16条第1項 第1号</p>	<p>住宅、家財その他の財産の10分の2以上の損害を受けたとき。</p>	<p>次の各号に掲げる損害の程度の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) 損害の程度が10分の2以上10分の5未満のとき。次に掲げる条例第8条第1項に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の前年の合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）の区分に応じ、次に定める額</p> <p>ア 200万円未満 保険料年額の2分の1の額</p> <p>イ 200万円以上 保険料年額の4分の3の額</p> <p>(2) 損害の程度が10分の5以上のとき。次に掲げる合計所得金額の区分に応じ、次に定める額</p> <p>ア 200万円未満 0円</p> <p>イ 200万円以上 保険料年額の2分の1の額</p>
<p>条例第16条第1項 第2号</p>	<p>次の各号に定める要件のいずれにも該当するとき。</p> <p>(1) 第1号被保険者の属する世帯の当該年における収入の合計額（以下「世帯収入合計額」という。）が、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に定める生活保護基準額（以下「生活保護基準額」という。）以下に減少する見込みであること。</p> <p>(2) 第1号被保険者が他の世帯の市町村民税課税者の扶養を受けていないこと。</p> <p>(3) 第1号被保険者及びその者</p>	<p>次の各号に掲げる世帯収入合計額の見込み額の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第22条の2第7項に規定する老齢福祉年金（以下「老齢福祉年金」という。）の受給額以下のとき。 8,800円</p> <p>(2) 前号に該当しないとき。 1万3,200円</p>

	<p>の属する世帯の世帯員が居住用以外の処分が可能な土地又は建物を所有しておらず、かつ、当該世帯の現金、預貯金、有価証券その他の資産の合計額が生活保護基準額以下であること。</p>	
<p>条例第16条第1項第3号</p>	<p>次の各号に定める要件のいずれにも該当するとき。</p> <p>(1) 第1号被保険者の属する世帯の前年における収入の合計額（以下「世帯前年収入合計額」という。）又は世帯前年収入合計額の見込み額が生活保護基準額以下であること。</p> <p>(2) 第1号被保険者が他の世帯の市町村民税課税者の扶養を受けていないこと。</p> <p>(3) 第1号被保険者及びその者の属する世帯の世帯員が居住用以外の処分が可能な土地又は建物を所有しておらず、かつ、当該世帯の現金、預貯金、有価証券その他の資産の合計額が生活保護基準額以下であること。</p>	<p>次の各号に掲げる世帯前年収入合計額又は世帯前年収入合計額の見込み額の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) 老齢福祉年金の受給額以下のとき。 8,800円</p> <p>(2) 前号に該当しないとき。 1万3,200円</p>
	<p>第1号被保険者のうち法第19条第1項の規定による要介護認定若しくは同条第2項の規定による要支援認定を受け、又は法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業の対象とされた者が刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。</p>	<p>0円</p>